

2014 年 4 月 14 日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社  
(コード番号：8729 東証第一部)

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の 100%子会社であるソニー生命保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー生命保険株式会社 プレスリリース (添付)

**【新商品】「特殊養老保険」の発売**

以上

**【お問合せ先】**

ソニー生命保険株式会社 広報部広報課 (電話：03-3475-8813)

ソニー生命保険株式会社

〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館 <http://www.sonylife.co.jp> (広報部) TEL: 03-3475-8813

平成 26 年 4 月 14 日

ソニー生命保険株式会社

## 【新商品】「特殊養老保険」の発売

ソニー生命保険株式会社（社長 井原 勝美）は、平成 26 年 5 月 2 日より新商品「特殊養老保険」を発売します。法人の弔慰金・退職金準備や個人の財産形成などにお応えすることができます。

### 1. 発売の背景

従来、法人の弔慰金・退職金ニードに対しては、保険金額が一定である「養老保険」が活用されてきました。しかし、法人における死亡退職金制度には、勤続年数とともにその金額が増額するものも多く、これまでの「養老保険」では、死亡保険金額と実際の退職金との間にかい離が生じるケースがありました。

そこで、これまで以上に法人の弔慰金・退職金ニードにおける制度設計に資する商品として、保険期間の後半から保険金額が通増する「特殊養老保険」を発売します。

### 2. 特殊養老保険の特長

#### ●貯蓄と保障を同時にお届けします。

保険期間中に死亡・高度障害状態になられたときは死亡保険金または高度障害保険金を、無事に満期をむかえられたときは基本保険金額の 2 倍の満期保険金をお支払いします。万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後生活資金づくりや企業の退職金準備などに適した保険です。

#### ●保険期間の後半から保険金額が通増します。

死亡・高度障害保険金は、保険期間のうち前半はご契約時に定めた基本保険金額のまま推移し、後半は保険金額が基本保険金額の 2 倍に達するまで毎年増加します。

#### ●保険期間を延長することができます。

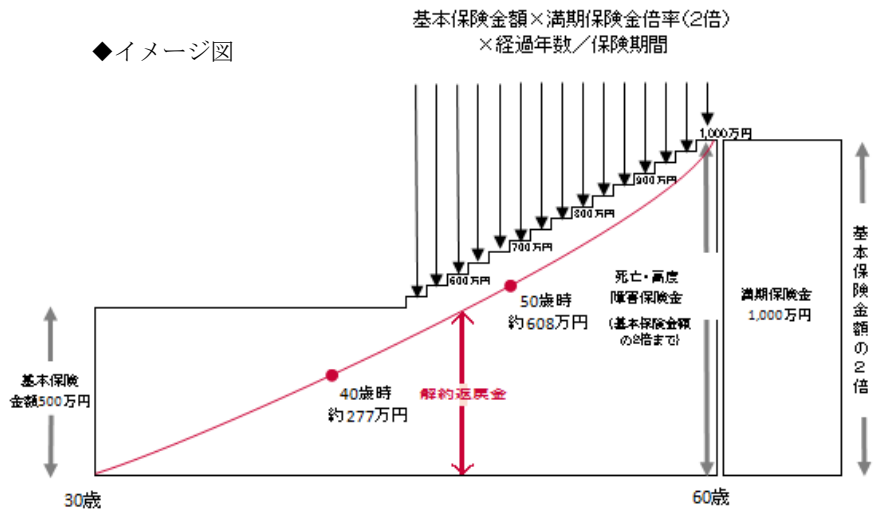
所定の要件を満たしていれば、保険期間を 60 歳満期から 65 歳満期へ、または 65 歳満期から 70 歳満期へ延長することができます。企業において定年退職の年齢を引き上げる場合などに活用することができます。

■保険期間を延長した場合、保険料払込期間も延長され、延長後の保険期間の後半から、死亡・高度障害保険金額が通増します。

3. 仕組図とご契約例

- 被保険者 30歳 男性
- 基本保険金額 500万円
- 保険期間 60歳満期
- 保険料払込期間 60歳まで
- 個別扱年払保険料 289,055円
- 満期保険金倍率 2倍
- 保険料は年齢・性別により異なります。

◆イメージ図



4. 保険料例

◆個別扱年払・基本保険金額 500 万円、保険期間：60 歳満期、保険料払込期間 60 歳までの場合

●被保険者 男性

| 年齢  | 個別扱年払<br>保険料 | 払込保険料<br>累計(A) | 満期保険<br>金額(B) | 返戻率*<br>(B÷A×100) |
|-----|--------------|----------------|---------------|-------------------|
| 20歳 | 201,995円     | 8,079,800円     | 10,000,000円   | 123.7%            |
| 25歳 | 239,035円     | 8,366,225円     | 10,000,000円   | 119.5%            |
| 30歳 | 289,055円     | 8,671,650円     | 10,000,000円   | 115.3%            |
| 35歳 | 360,455円     | 9,011,375円     | 10,000,000円   | 110.9%            |
| 40歳 | 468,360円     | 9,367,200円     | 10,000,000円   | 106.7%            |
| 45歳 | 649,155円     | 9,737,325円     | 10,000,000円   | 102.6%            |

●被保険者 女性

| 年齢  | 個別扱年払<br>保険料 | 払込保険料<br>累計(A) | 満期保険<br>金額(B) | 返戻率*<br>(B÷A×100) |
|-----|--------------|----------------|---------------|-------------------|
| 20歳 | 200,625円     | 8,025,000円     | 10,000,000円   | 124.6%            |
| 25歳 | 237,845円     | 8,324,575円     | 10,000,000円   | 120.1%            |
| 30歳 | 287,745円     | 8,632,350円     | 10,000,000円   | 115.8%            |
| 35歳 | 358,965円     | 8,974,125円     | 10,000,000円   | 111.4%            |
| 40歳 | 466,395円     | 9,327,900円     | 10,000,000円   | 107.2%            |
| 45歳 | 646,355円     | 9,695,325円     | 10,000,000円   | 103.1%            |

◆個別扱年払・基本保険金額 500 万円、保険期間：65 歳満期、保険料払込期間 65 歳までの場合

●被保険者 男性

| 年齢  | 個別扱年払<br>保険料 | 払込保険料<br>累計(A) | 満期保険<br>金額(B) | 返戻率*<br>(B÷A×100) |
|-----|--------------|----------------|---------------|-------------------|
| 20歳 | 174,065円     | 7,832,925円     | 10,000,000円   | 127.6%            |
| 25歳 | 202,825円     | 8,113,000円     | 10,000,000円   | 123.2%            |
| 30歳 | 240,760円     | 8,426,600円     | 10,000,000円   | 118.6%            |
| 35歳 | 291,915円     | 8,757,450円     | 10,000,000円   | 114.1%            |
| 40歳 | 364,150円     | 9,103,750円     | 10,000,000円   | 109.8%            |
| 45歳 | 473,245円     | 9,464,900円     | 10,000,000円   | 105.6%            |

●被保険者 女性

| 年齢  | 個別扱年払<br>保険料 | 払込保険料<br>累計(A) | 満期保険<br>金額(B) | 返戻率*<br>(B÷A×100) |
|-----|--------------|----------------|---------------|-------------------|
| 20歳 | 172,515円     | 7,763,175円     | 10,000,000円   | 128.8%            |
| 25歳 | 201,220円     | 8,048,800円     | 10,000,000円   | 124.2%            |
| 30歳 | 239,035円     | 8,366,225円     | 10,000,000円   | 119.5%            |
| 35歳 | 289,890円     | 8,696,700円     | 10,000,000円   | 114.9%            |
| 40歳 | 361,590円     | 9,039,750円     | 10,000,000円   | 110.6%            |
| 45歳 | 469,790円     | 9,395,800円     | 10,000,000円   | 106.4%            |

※満期保険金額を払込保険料累計で除して得た割合です(小数点第2位以下切り捨て)

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。

また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

以上